高知県高岡郡檮原町飯母
二九六七番一　一号
二九八九番二　二号
二九八九番四　三号
二九九一番　四号及び五号
二九九三番　六号
二九九四番　七号
三一〇一番一　八号
三一〇〇番　九号
三〇九七番　十号
三〇九六番　十一号
三〇九二番　十二号
三〇九一番一　十三号
三〇九〇番一　十四号

○国土交通省告示第千二百八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

別所

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

千葉県南房総市和田町黒岩
字上地　九五九番二
九六〇番五
九六二番一
九八四番八

○国土交通省告示第千二百八十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

須古小川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

鹿児島県大島郡宇検村大字須古
字美長良　十五番一及び十五番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県大島郡宇検村
大字須古字美長良　十五番乙一　一号
十五番二　四号
九番　五号及び六号
大字湯湾字稲畑　二八六番二　二号及び三号

○国土交通省告示第千二百八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岡の前谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県三好市井川町岡野前
九二番三　一号
九六番　二号及び三号
一九八番二　四号及び五号
一七七番　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県海部郡海陽町相川字岡本
二二〇番一　一号から四号
二一二番　五号
二一〇番一　六号
二〇九番一　七号

○国土交通省告示第千二百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西宇戸瀬川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十九年国土交通省告示第五百一号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県四国中央市上柏町
字表林　乙一五九番一二　一号
字表林　乙一五九番一三　二号
字ヲフゼガ谷　乙一二三番四　三号
字ヲフゼガ谷　乙一二三番三　四号

○海上保安庁告示第二百十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

区域

(イ)　北緯三四度三〇分東経一三七度、北緯三四度三〇分東経一三九度、北緯三三度東経一四〇度、北緯三三度東経一四三度、北緯二〇度東経一四三度、北緯二〇度東経一三七度の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

(ロ)　北緯三五度五分東経一三八度三四分、北緯三五度五分東経一三八度四六分、北緯三四度四二分東経一三八度四五分、北緯三四度三五分東経一三八度四七分、北緯三四度三五分東経一三八度三〇分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

期間　平成二十二年十一月四日から平成二十二年十二月五日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第四十一号（平成二十二年十月二十二日発行）、四管区水路通報第四十三号（平成二十二年十月二十二日発行）

○東北地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二日

東北地方整備局長　青山　俊行

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大仙市花館字間倉洲崎一〇〇番から同市北楢岡字中野三六九番まで	前	BA 一三・九〇～七一・〇〇メートル 二五・三〇～九二・〇〇	八・〇三〇キロメートル 六・八〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一三・九〇～七一・〇〇 二五・三〇～九二・〇〇	八・〇三〇 六・八〇〇	

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大仙市花館字間倉洲崎一〇〇番から同市北楢岡字中野三六九番まで	前	BA 一三・九〇～七一・〇〇メートル 二五・三〇～九二・〇〇	八・〇三〇キロメートル 六・八〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一三・九〇～七一・〇〇 二五・三〇～九二・〇〇	八・〇三〇 六・八〇〇	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	大仙市神宮寺字大坪一四七番一から同市北楢岡字高花六番四まで	東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十一月三日